

**『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』
該当項目の整理表（案件：減容処理設備設置に係わる実施計画の変更について）**

目次	該当項目	理由
I 全体工程及びリスク評価について講ずべき事項	○	本変更申請によって、廃炉措置の全体工程及びリスク評価に影響を与えるため
II 設計、設備について措置を講ずべき事項		
1 原子炉等の監視	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、RPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等の監視に関する内容ではないため
2 残留熱の除去	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、RPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体の残留熱除去に関する内容ではないため
3 原子炉格納施設雰囲気監視等	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、PCV内の気体の監視等に関する内容ではないため
4 不活性雰囲気維持	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、RPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため
5 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、燃料の適切な貯蔵・管理に関する内容ではないため。
6 電源の確保	-	減容処理設備、特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器ではないため。 また、本設備の新設によって、外部電源系や非常用所内電源系等の機器故障による、異常の検知、異常の拡大及び伝搬を防ぐ設計に変更はないため。
7 電源喪失に対する設計上の考慮	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却を確保し、かつ復旧するための手段ではないため
8 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	○	減容処理設備設置工事によって、放射性固体廃棄物が発生するため。
9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、放射性液体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
10 放射性気体廃棄物の処理・管理	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、放射性気体廃棄物の処理等に関する内容ではないため。
11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	-	本変更申請によって、敷地境界における実効線量に影響しないため
12 作業員の被ばく線量の管理等	○	本工事によって、作業員の被ばく線量の管理等を実施するため
13 緊急時対策	-	本変更申請によって、緊急時の通信連絡手段や安全避難通路等に影響しないため
14 設計上の考慮		
① 準拠規格及び基準	-	本変更申請により減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、準拠規格及び基準は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため
② 自然現象に対する設計上の考慮	○	本変更申請により減容処理設備の一部の仕様が変更となり、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられるよう設計する必要があるため。ただし、地震以外の想定される自然現象については、影響を及ぼすものではない。
③ 外部人為事象に対する設計上の考慮	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、外部人為事象に対する設計上の考慮は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため。
④ 火災に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって、火災に対する設計上の考慮に影響するため。
⑤ 環境条件に対する設計上の考慮	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、環境条件に対する設計上の考慮は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため。
⑥ 共用に対する設計上の考慮	-	減容処理設備は、複数の施設間での共用をしないため。
⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、運転員操作に対する設計上の考慮は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため。
⑧ 信頼性に対する設計上の考慮	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、信頼性に対する設計上の考慮は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため。
⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、検査可能性に対する設計上の考慮は既認可から変更はなく、設備の性能や安全性に影響を及ぼすものではないため。
15 その他措置を講ずべき事項	-	その他措置を講ずべき事項はないため
III 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	-	本変更申請により、減容処理設備の一部の仕様が変更になるが、放射性廃棄物等の管理に関する補足説明等に変更が無いため
IV 特定核燃料物質の防護	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、特定核燃料物質の防護に関連した措置に非該当であるため
V 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	減容処理設備は、廃棄物の減容を図るための設備であり、燃料デブリの取出し・廃炉のために措置に非該当であるため
VI 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	本変更申請は、新規に実施計画の変更認可申請を行うことから、1～3に非該当であるため 1. 法第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等 2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等 3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等
VII 実施計画の実施に関する理解促進	-	本変更申請によって、理解促進に関する取組みに変更はないため
VIII 実施計画に係る検査の受検	-	本変更申請によって、検査受検の考え方に変更はないため。また、火災に対する設計上の考慮、建屋は、基礎以外の構造強度に関する検査を元々予定しないため。